

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	衛生課
委 託 業 務 名	ガスクロマトグラフ質量分析計（四重極）定期点検業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町 3 番 1 号
概 要	アジレント・テクノロジー社製ガスクロマトグラフ質量分析計の定期点検業務
契 約 期 間	令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 1 1 月 2 9 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 7 月 1 日
契 約 金 額	6 0 0, 8 2 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 大阪府大阪市淀川区新高三丁目 3 番 1 1 号 〔名 称〕 金陵電機株式会社
契約相手方の選 定 理 由	ガスクロマトグラフ質量分析計は、検査に使用する特殊な装置でメーカー固有の技術が使われているため、メーカーによる教育・認定を受けた技術者のみが点検を行うことができ、点検時における装置不具合の発見や最終的な装置状態の合否判断が可能である。 当該機器のメーカーは代理店制度を採用しており、代理店を通じてメーカーによる教育・認定を受けた技術者が派遣され、点検業務等を行っている。 また、機器の点検・修理履歴等は機器を納入した代理店で管理するシステムになっていることから、本点検業務については、当該機器を納入した金陵電機株式会社が業務を委託できる唯一の業者である。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。